

平成 11 年 2 月 1 日

覚 書

防衛庁人事教育局教育課長 高嶋



海上保安庁総務部教育訓練課長 植田 良美



防衛庁及び海上保安庁は、海上自衛隊における海上保安庁航空要員に対する教育訓練に必要な経費（以下「教育訓練経費」という。）に関して、下記のとおり了解する。

記

- 1 平成10年度 of 教育訓練経費の執行については、海上保安庁は、防衛庁（海上自衛隊）からの協議を受け、教育訓練経費のうち、平成10年度予算に同庁予算として計上された分をもって、海上自衛隊指定の燃料及び航空部品を購入し、当該物品を海上自衛隊に管理換するものとする。
- 2 平成11年度以降の教育訓練経費については、防衛庁及び海上保安庁は次の区分に従って、それぞれ予算要求をするものとする。

海上保安庁：海上保安庁航空要員に対する教育訓練に係る油購入費、航空機修理費及び通信維持費として必要な経費の合計額に相当する額

防衛庁：上記以外で教育訓練に必要な経費
- 3 平成11年度以降の教育訓練経費の執行については、海上保安庁は、防衛庁（海上自衛隊）からの協議を受け、同庁予算として計上された

分をもって、海上自衛隊指定の燃料、航空部品及び電子部品を購入し、当該物品を海上自衛隊に管理換するものとする。

- 4 教育訓練経費の予算要求及び執行の細部については、海上幕僚監部人事教育部教育課と海上保安庁総務部教育訓練課の間で調整するものとする。
- 5 本覚書に定めのない事項については、防衛庁人事教育局教育課と海上保安庁総務部教育訓練課の間で、その都度、調整するものとする。
- 6 今後、状況の変化等により本覚書の内容を変更する必要がある場合には、防衛庁人事教育局教育課と海上保安庁総務部教育訓練課の間で、改めて協議するものとする。